

様式2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 高齢者の自立した生活に対する支援について(施策名) (1)高齢男女の就業促進と社会参画に向けた取組**1 主な施策の取組状況及び評価**

・高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・N P Oと連携し、「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」、「高齢社会セミナー」、「エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業を実施している。

・「エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介」では、既に高齢期を迎える、又はこれから迎えようとする世代の高齢期における生き方の参考とするため、エイジレス・ライフ^{*}を実践している事例及びグループで就労や地域社会活動などの社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介している。

※エイジレス・ライフ：年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送ること。

・「エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介」において地方公共団体、高齢者関連団体、受章者・受章団体を対象に行ったアンケートの結果をみると、事業実施の必要性について、「国で行う必要が大きいと思う (27. 6%)」と「国で行う必要はある程度はあると思う (47. 1%)」、事業実施の効果について、「効果はあると思う (23. 6%)」と「効果は少しはあると思う (50. 5%)」と、それぞれ7割以上が、肯定的な評価をしている。

2 今後の方向性、検討課題等

・高齢者数の増加とともに、多地域での個人及び団体の活動も多様化していることから、これら地域の有効な活動を全国レベルの活動に広げていき、地域の活動を促進していくことが必要不可欠であると考えている。

3 参考データ、関連政策評価等

特になし

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 高齢者の自立した生活に対する支援について

(施策名) (2) 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

①「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2009～日本の『働き方』が変わりはじめた。変えるのは、今。～」のとりまとめ

平成 21 年 8 月、仕事と生活の調和連携推進・評価部会（※1）及び仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議（※2）の連名で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2009」をとりまとめた。

本レポートは、今後も毎年、仕事と生活の調和の実現の状況を定点観測していく上での出発点に当たるもので、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の各主体における、「憲章」及び「行動指針」策定以降の取組を今後の展開を含めて紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況の把握をした上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示している。

なお、連携推進・評価部会及び関係省庁連携推進会議では、今後も仕事と生活の調和の実現に向け、「憲章」及び「行動指針」に基づき、現場の声を踏まえつつ、その点検・評価を行うこととしている。

※1 企業・労働組合・地方公共団体の代表及び有識者で構成。平成 20 年 4 月に設置。

※2 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省で構成。

②「パパの育児休業体験記」の公表

「育児休業を取得したい」「仕事と同様に家庭でもしっかりと役割を果たしたい」と考えている男性を後押しするとともに、そういう男性を取り巻く職場や家庭の意識を変えていくことを目的として、育児休業を取得した又は取得中の男性から、育児休業にまつわる体験記を募集し、「パパの育児休業体験記」としてとりまとめ。全国の助産院等に配布。（平成 20 年 12 月公表）

③「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進

平成 20 年 1 月、仕事と生活の調和を推進していくため、政労使、都道府県がパートナーとして密接に連携・協同するためのネットワークを支える中核的組織として、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置され、「憲章」及び「行動指針」に基づく取組を進めてきたところ。

推進室では、平成 20 年をいわば「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、個々の取組の支援とそのネットワークの構築を推進するとともに、「憲章」と「行動指針」の普及促進及び社会全体の取組を推進するため、ポータルサイトの開設や連続シンポジウムの開催などを、「国民運動」の一環として展開してきた。

この国民運動を一層効果的に推進するため、「カエル！ジャパン」というキーワードの下、シンボルマーク・キャッチフレーズを作成し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」普及啓発の集中キャンペーンを実施、国民の取組への気運の醸成を図っている。

④「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」（座長は官房長官）において策定された。

「憲章」：仕事と生活の調和が実現した社会の 3 つの姿として「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を提示

様式 2

「行動指針」：仕事と生活の調和の実現に向けた企業・働く者、国民、国、地方公共団体それぞれの取組を明らかにするとともに、2017年（平成29年）までの数値目標を提示

2 今後の方向性、検討課題等

レポートでは当面重点的に取り組むべき事項として、

- ・仕事と生活の調和の取組に必要なノウハウ・好事例の効果的提供
- ・仕事の進め方の効率化の促進
- ・男性の仕事と子育ての両立に関する意識改革 等を掲げている。

引き続き、「憲章」「行動指針」に基づき、仕事と生活の調和実現に向け取り組んでいく。

3 参考データ、関連政策評価等

「行動指針」では、仕事と生活の調和実現に向けた数値目標の設定や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ることとしている（数値目標は、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について設定）。

数値目標一覧

		数値目標設定指標	行動指針策定時 (2007年)	現状	5年後 (2012年)	10年後 (2017年)
な 社会 就労 による 経済的 自立 が可 能	① 就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わ るものである)	25～34歳男性	90.3%(2006)	90.6%(2008)	93～94%	93～94%
		25～44歳女性	64.9%(2006)	65.8%(2008)	67～70%	69～72%
		60～64歳男女計	52.6%(2006)	57.2%(2008)	56～57%	60～61%
		65～69歳男女計	34.6%(2006)	36.2%(2008)	37%	38～39%
	② 時間当たり労働生産性の伸び率(Ⅱ、Ⅲ にも関わるものである)	1.6%(1996～2005年 度の10年間平均)	-0.5% (2008年度)	2.4%(5割増) (2011年度)	—	—
	③ フリーターの数	187万人(2006)			ピーク時の3/4に 減少	ピーク時の2/3に 減少
		(平成15年にピークの 217万人)	170万人(2008)	(162.8万人以下)	(144.7万人以下)	
保 能 する 社会 活 の ため の 健 康 で 豊 か な 生 活	④ 労働時間等の課題について労使が話し合 いの機会を設けている割合	41.5%(2007)	46.2%(2008)	60%	全ての企業で実 施	
	⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%(2006)	10.0%(2008)	2割減	半減	
	⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%(2006)	47.7%(2007)	60%	完全取得	
	⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事 業所割合	23.5%(2002)	33.6%(2007)	50%	80%	
	⑧ テレワーカー比率	10.4%(2005)	15.2%(2008)	20% (2010年まで)	—	
	⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下(2005)	—	10%	25%	
	⑩ 自己啓発を行って いる労働者の割合	正社員	46.2%(2005)	58.1%(2007)	60%	70%
		非正社員	23.4%(2005)	37.3%(2007)	40%	50%
III 多 様 な 働 き 方 ・ 生 き 方 が 選 択 可 能	⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%(2000～2004)	—	45%	55%	
	⑫ 保育等の子育て サービスを提供 している割合	保育サービス (3歳未満児)	20.3%(2007)	21.0%(2008)	29%	38%
		放課後児童クラブ (小学1年～3年)	19.0%(2007)	20.2%(2008)	40%	60%
	⑬ 男女の育児休業取得率	女性	72.3%(2005)	90.6%(2008)	80%	80%

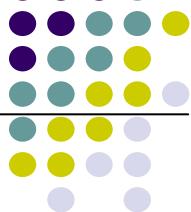
様式 2

		男性	0.50%(2005)	1.23%(2008)	5%	10%
(14)	6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間		1日当たり 60 分(2006)	—	1 時間 45 分	2 時間 30 分

※赤色の項目は改善、青色は悪化、黄色は更新できないもの。

エイジレス・ライフ実践者及び 社会参加活動事例の紹介事業

資料8-1(参考)



目的

- 世界で有数の長寿国となった日本において、社会とのかかわりを持ち続けながら、高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送ること（以下「エイジレス・ライフ」という。）が重要である。
- エイジレス・ライフを実践している事例及びグループで就労や地域社会活動などの社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介することで、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする世代の高齢期における生き方の参考に供し、高齢者の社会参加を促進するものである。

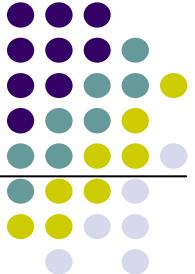
概要

- 都道府県・政令指定都市・中核市・高齢者関係団体による地域で活躍する高齢者の推薦
- 学識経験者、マスコミ等をメンバーとする選考委員会にて、受章者・受章団体を選考
- 高齢社会フォーラムでの表章、事例集の作成・配布、ホームページでの公表等による紹介

実績

- エイジレス・ライフ実践者
延べ807人（平成元年度～平成21年度）
- 社会参加活動事例
延べ434団体（平成6年度～平成21年度）





高齢社会フォーラム

*「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」、「高齢社会研究セミナー」を見直し、平成21年度より「高齢社会フォーラム」を実施。

目的・概要

- 全国各地でNPO等で社会的活動を実践している者や地方自治体の高齢社会対策担当者等高齢者の地域参加に関心を持つ者が200名程度参加し、情報交換や多様な課題についての議論を行うことにより、社会活動を推進するリーダーを育成・支援するとともに、関係者間のネットワーキングに資することを目的としている。
- 高齢社会NGO連携協議会（代表：樋口恵子、堀田力）との共催により全国2箇所で開催。（21年度は東京・福岡）
- エイジレス・ライフ等の表章や有識者の講演を主とした全体会の後、分科会形式で、高齢社会の支え手として活躍するNPO等のリーダーによる事例の紹介とディスカッションを実施。
- 「フォーラム報告書」（議事録形式）を作成し、地方公共団体・各地域のNPO団体等へ配布の他、ホームページでも公表

(エイジレス・ライフ等表章の様子)



(表章・講演時の会場の様子)



(分科会の様子)

